

## 1 業務名称

次期総合計画検討に係る意見聴取支援業務

## 2 業務目的

令和7年度末（2025年度末）に改定時期を迎える本市の総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）の策定に向けて検討を進めている。計画策定を市民の市政への関心向上や市政参画の機運醸成につなげることを目指し、本業務では主に「市民がこれからの神戸に期待すること」や「神戸ならではの将来に引き継いでいきたい魅力（モノ・コト・ヒト）」などを見出していくため、効果的な意見交換会やアンケート調査の企画・運営支援、広報ツールデザインの制作などの業務を行う。

## 3 業務内容

### （1）意見交換会の企画・運営支援

主に「市民がこれからの神戸に期待すること」や「神戸ならではの将来に引き継いでいきたい魅力（モノ・コト・ヒト）」等に関する意見の収集に向け、将来の神戸を担う若者世代の関心を惹き、参加を促進するような、ユニークな意見交換会の手法やテーマ等について、助言・提案を行う。また、意見交換会に必要な資料を作成するとともに、当日の進行やファシリテーション、報告書（概要、意見やグループの発表物、頻出意見等の分析等）作成を行う。

【意見交換会 概要（詳細は委託事業者と協議して決定する）】

回数：合計 11 回程度（エリア別及び、オンライン 1 回）

時間帯：土日又は平日夕方～夜の 1 時間半～2 時間を想定

参加者：各回 20～30 名程度を想定

会場規模：対面での交換会の会場の広さは 150 m<sup>2</sup>前後を想定

準備事項：参加者の受付・開催場所の決定・費用の支払は市が行うが、会場予約事務については、受託事業者が行い、当日の物品（付箋、説明用電子機器など）も委託事業者が準備、設営する。

### （2）市民アンケートの企画・拡散支援【※拡散支援については成果連動対象】

市民向け（市外からの在学・在勤者等含む）のアンケートについて、市民の市政参画の第一歩となるような、関心を惹く、負担感の少ない調査手法や設問などに関して助言・提案を行う。調査手法は、デジタル弱者にも配慮しながら、ネットを中心とした効率的な収集方法とし、設問は、主に「市民がこれからの神戸に期待すること」や「神戸ならではの将来に引き継いでいきたい魅力（モノ・コト・ヒト）」等に関する意見が収集できるようなものとする。

また、市内で開催されるイベントでの周知など、アンケートの回答数を増やすための具体的な方策を検討し、実施する。

### (3) 広報・広告ツールデザイン（印刷無し）

(1) で実施する意見交換会への参加者募集及び(2)で行う市民アンケートの周知に効果的な広報ツールのデザインをそれぞれ各1種作成し、若年層を中心とした、出来る限り多くの人々の目に留まるものとする。なお、拡散手法の実施に際し、下記広報ツールに加え、別のツールを提案することは妨げない。

- ・ SNS 広告用バナー（静止・Instagram用）
- ・ チラシ（A4）
- ・ ポスター（B2）

## 4 委託契約期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）まで

## 5 納入物及び納入期限

(1) 業務の実施・検討においては本市と十分に連携し、定期的に報告及び調整を行うこと。

(2) 業務全体についての報告書は簡潔にまとめ、契約期間終了日までに電子データで提出すること。また、各業務における納品物及び納入期限は以下の通りとする。

業務番号	納品物	納入期限
3 (1)	意見交換会の様子の写真データ	各会終了後1週間以内を予定
	意見交換会の議事要旨（電子データ）	各会終了後1週間以内を予定
	意見交換会の総括報告書（電子データ）	令和5年11月末を予定
3 (2)	アンケートの企画・拡散支援	企画：令和5年6月中旬を予定 拡散：令和5年11～12月末頃までを予定
3 (3)	広報・広告ツールデザイン	令和5年6月中旬を予定

## 6 留意事項

### (1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、デザイン業務等事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

### (2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の所有権や著作権は、原則として、本市に帰属するものとする。

### (3) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- ・ 神戸市情報セキュリティポリシー<<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>>

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。成果物について、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。